

令和7年度分 「個人市県民税」申告の手引き



申告書の送付対象者

令和7年1月1日現在、朝来市内に住民票がある18歳以上の人

ただし、次の方へは送付していません

- ・ 令和5年中の所得が給与所得のみで、令和6年度の個人市県民税が特別徴収（給与から天引き）されている人
- ・ 令和5年分の確定申告で青色申告書を提出した人

※昨年の申告状況によっては、住民税申告が必要な方であっても郵送していない場合があります。申告書が必要な方は、市ホームページから申告書をダウンロードいただくか、下記へお問い合わせください。

【提出先・問い合わせ先】

朝来市役所 市民生活部税務課（市民税係） 電話 672-6119（直通）

「個人市県民税」申告書の提出

朝来市の税務行政の推進について、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年度分の個人市県民税申告書（以下「申告書」という。）を送付しましたので、令和7年3月17日（月）までに朝来市役所税務課又は支所に提出してください。

提出にあたり、本人確認のほかマイナンバーの記入と確認が必要となりますので、マイナンバーが確認できる書類を提示（郵送の場合、それぞれの写しを提出）してください。

なお、郵送で提出される方は必ず切手（110円分）を貼って投函してください。

申告書の提出が不要な方

- ☐ 令和6年分の所得税の確定申告をする人
- ☐ 給与を原則1か所のみから受けていて年末調整が済んでいる人

申告書の提出が必要な方

- ☐ 所得税の確定申告をしなくてもよい人で、営業、農業、不動産、一時所得（生命保険や損害保険などの一時金又は満期返戻金）、雑所得（公的年金等、個人年金、シルバー人材センターの配分金）等のある人
- ☐ 給与を原則1か所から受け年末調整も済んでいるが、その他で20万円以下の所得がある人（20万円を超えると所得税の確定申告が必要です）
- ☐ 所得のなかった人（申告書裏面下段の【令和6年中に所得のなかった方の記入する欄】に必要事項を記入してください。）
- ☐ 上記以外でも申告書の提出が必要な場合もありますので、御不明な場合は朝来市役所税務課にお問い合わせください。

※申告しなかった場合、所得証明書など公的な証明の発行ができなくなるほか、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなりますので、御注意ください。

申告相談窓口

令和7年2月17日～3月17日の間、市役所本庁舎及び支所で申告相談窓口（所得税の確定申告の受付を含む）を開設します。各会場の開設日、受付時間は別紙を御確認ください。

なお所得税の確定申告については、土地や建物などの譲渡所得、青色申告など内容によっては受付できない場合がありますので、御了承ください。

申告書の書き方

申告者の情報

申告書表面右上に申告をする人の情報を記入してください。

提出にあたり、マイナンバーを記入いただくとともに、申告書の内容を確認することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

〔A〕所得金額

令和6年1月1日から12月31日までの1年間（以下「令和6年中」という。）に生じた所得を記入する欄です。主な所得の種類・内容等の説明は次のとおりです。

営業等所得

個人事業主の人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面左上の「営業等所得収支内訳書」に記入するとともに、**差引金額⑥、経費合計③、専従者控除額④、所得金額⑤**を、申告書表面「A」所得金額「営業等」行の**①収入金額、②必要経費、③専従者控除額、④所得額**にそれぞれ転記してください。

営業等とは… 販売業、製造業、飲食業、サービス業などによる営業所得、
外交員、大工、左官、集金人その他自由業等による事業所得

農業所得

農業や畜産業をされている人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面左中段の「農業所得収支内訳書」に記入するとともに、**収入計①、経費計②、専従者控除額③、所得金額**を、申告書表面「A」所得金額「農業」行の**①収入金額、②必要経費、③専従者控除額、④所得額**にそれぞれ転記してください。

作成にあたって、農業所得の算出に関する資料（8ページ以降）を参考にしてください。

不動産所得

貸地、貸家、貸ガレージなど不動産の貸付けの収入がある人は、収入金額、必要経費等を整理したものを、申告書裏面右上の「不動産所得収支内訳書」に記入するとともに、**収入計①、経費計②、専従者控除額③、所得金額**を申告書表面「A」所得金額「不動産」行の**①収入金額、②必要経費、③専従者控除額、④所得額**にそれぞれ転記してください。

給与所得

勤務先から支払われる給与、賃金、賞与などによる所得がある人は、勤務先から渡された源泉徴収票等をもとに、申告書表面「A」所得金額「給与」行の**①収入金額**に給与等の支払金額を記入（複数ある場合は合算した金額を記入）するとともに、この金額をもとに次の速算表で計算した給与所得の金額を**⑦所得額**に記入してください。

【給与所得速算表】

源泉徴収票の支払金額「A」	給与所得の金額	源泉徴収票の支払金額「A」	給与所得の金額	
～ 550,999円	0 円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	「A」÷4＝「B」 (千円未満切捨て)	「B」×2.4+100,000円 円
551,000円 ～ 1,618,999円	「A」-550,000円 円	1,800,000円 ～ 3,599,999円		「B」×2.8－ 80,000円 円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円		「B」×3.2－440,000円 円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	「A」×0.9－1,100,000円 円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 ～	「A」－1,950,000円 円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	算出した「給与所得の金額」を申告書 ⑦ 欄へ		

雑所得 公的年金等、業務、その他

公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金などの所得で、日本年金機構、共済組合等から送付される「令和6年分の公的年金等の源泉徴収票」をもとに、申告書表面〔A〕所得金額「公的年金等」行の④収入金額に公的年金等の支払金額を記入（複数ある場合は合算した金額を記入）するとともに、この金額を次の速算表で計算をした年金所得の金額を⑧所得額に記入してください（遺族年金、障害者年金は非課税のため、この欄への記入は不要です）。

【公的年金等雑所得速算表】

65歳未満の場合（昭和35年1月2日以降に生まれた人）

公的年金等の 収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
130万円超 410万円以下	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
1,000万円超	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円

65歳以上の場合（昭和35年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の 収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
330万円超 410万円以下	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
1,000万円超	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円

御注意ください（給与所得があり、公的年金等を受給されている方）

令和6年中に給与所得があり、かつ、公的年金等の収入金額が80万円（65歳以上の方（昭和35年1月1日以前に生まれた方）は130万円）を超える場合、給与・年金それぞれで源泉徴収された場合でも所得税の確定申告をする必要があります。

なお、給与・公的年金等以外（農業や不動産など）の所得がマイナスの場合、確定申告不要となるケースもあります（税務課市民税係にお問い合わせください）。

業 務

講演料、シルバー人材センターからの配分金又はネットオークションなどの個人取引、食料品の配達などの副収入による収入がある人は、申告書表面〔A〕所得金額「業務」行に④収入金額、⑤必要経費を記入し、その差引金額を⑧所得額に記入してください。

その他

生命保険の年金（個人年金保険）、互助会年金などの上記以外の収入のある人は、申告書表

面〔A〕所得金額「その他」行に④収入金額、⑤必要経費を記入し、その差引金額を⑩所得額に記入してください。

※⑨・⑩は、収入金額、必要経費のわかる書類を添付してください。

一時所得

一時所得（生命保険満期返戻金など他の所得にあてはまらない一時的な所得）がある人は、申告書表面〔A〕所得金額「一時」行に④収入金額、⑤必要経費、⑥特別控除額を記入し、その差引金額を所得額（ハ）に記入するとともに、2分の1した額を⑩所得額に記入してください。

※一時所得の特別控除額は50万円ですが、収入金額から必要経費を控除した残額が50万円より少ない場合、その残額に相当する額となります。

〔B〕所得から差し引かれる金額

〔A〕で計算した所得から差し引かれる金額（控除額）を記入する欄です。主な控除の種類・内容等の説明は次のとおりです。

医療費控除

令和6年中に支払った医療費（医薬品の支払金額）が一定の金額以上ある場合、算定式に従って控除額を計算して⑭欄に記入してください。

【算定式】 支払った医療費等④ － 補填される金額⑤ － 下の計算式⑥ ＝ ⑭欄

※計算式⑥：所得の5％と10万円のいずれか少ない金額（セルフメディケーション税制選択時は12,000円）

医療費の計算にあたり、医療費等の領収書から医療を受けた人ごと・病院や薬局などの支払先ごとに1年間分をまとめて同封の「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください（領収書の提出は不要ですが、申告期限等から5年間は保管していただく必要があります。）。

なお、医療保険者から交付を受けた「医療費通知」を使用する場合、原本を添付することで、医療費控除の明細書の記載を簡略化できるとともに、医療費通知に記載の医療費は、領収書を保存する必要はありません。

また、セルフメディケーション税制の場合、薬局などの支払先ごと・医薬品ごとに1年間分をまとめて「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

医療費控除は、支払った医療費が還付されるものではありません

医療費控除は、確定申告することで源泉徴収された所得税から納めすぎた所得税の還付を受けたり、住民税申告で翌年度の市県民税（所得割）を抑えることができますが、支払った医療費が還付されることはありません。

社会保険料控除（国民年金、農業者年金の保険料は控除証明書又は領収書の添付が必要）

令和6年中に支払った、① 国民健康保険料、② 国民年金保険料、③ 介護保険料、④ 後期高齢者医療保険料をそれぞれ記入するとともに、農業者年金保険料等や勤務先で給与から差し引か

れた社会保険料を合計したものを⑤に記入し、④～⑤の合計額を⑮欄に記入してください。

小規模企業共済等掛金控除（証明書の添付が必要）

令和6年中に第1種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金（しょうがい共済）、確定拠出年金法に規定する企業（個人）型年金加入者掛金（企業型DC、iDeCoなど）を支払った場合、その合計額を⑯欄に記入してください。

生命保険料控除（証明書の添付が必要）

令和6年中に支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けるとともに、一般分、個人年金分はそれぞれ新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約）と旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約）とに分けて記入してください。

次に、新旧に分けた支払保険料を次の表により控除額を計算し、**控除額①～③**に記入してください。なお、介護医療分は新契約の表で計算してください。

なお、支払保険料が新旧どちらにもある場合は、それぞれで控除額を計算し、合計額を控除額欄に記入してください。この場合、控除額の上限は28,000円ですが、旧契約の控除額が28,000円を超える場合、旧契約に係る控除額（上限35,000円）を記入してください。

最後に、**控除額①～③の合計を⑰欄**に記入してください（上限は7万円）。

新契約（平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等）		旧契約（平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等）	
支払保険料の金額	控 除 額	支払保険料の金額	控 除 額
12,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 2 + 7,500円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額 ÷ 4 + 17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

地震保険料控除（証明書の添付が必要）

令和6年中に支払った地震保険料を支払額に記入するとともに、下の表により控除額を計算して、**控除額④**に記入してください。

また、平成18年12月31日までに長期損害保険を契約した場合、令和6年中に支払った保険料を支払額に記入するとともに、下の表により控除額を計算して、**控除額⑤**に記入してください。

最後に、控除額④⑤のいずれかに控除額を記入した場合、その数字を⑱欄にも記入してください。一方で、控除額④⑤どちらにも控除額がある場合、その合計額を⑱欄に記入してください（上限は25,000円）。

地震保険料	支払った金額 ÷ 2（最高25,000円）
旧長期損害保険料	支払った金額が ・ 5,000円以下 … 支払額 ・ 5,000円超 15,000円以下 … 支払額 ÷ 2 + 2,500円 ・ 15,000円超 … 10,000円
上の両方	別契約の場合は合計額（最高25,000円）、特約契約はいずれかのみ

配偶者控除、配偶者特別控除（配偶者の障害者控除もこの欄に記入）

配偶者控除

生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色・白色申告専従者を除く。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入：103万円以下）の場合に控除できるもので、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額に応じ、次の表により控除額を確認して④控除額と⑨欄とに記入してください。ただし、配偶者控除は納税義務者（扶養する人）の合計所得が1,000万円を超える場合には適用されません。

なお、その配偶者が障害者である場合、障害の等級と障害者控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を⑤障害者控除に記入し、④と⑤の合計額を⑨欄に記入してください。

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上の人（昭和30年1月1日以前生まれの人）

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色・白色申告専従者を除く。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円超、133万円以下（給与収入：103万円超、201.6万円未満）の場合に控除できるもので、配偶者及び納税義務者（扶養する人）それぞれの合計所得金額に応じ、次の表により控除額を確認して④控除額と⑨欄とに記入してください。ただし、配偶者特別控除は納税義務者（扶養する人）の合計所得が1,000万円を超える場合には適用されません。

なお、その配偶者が障害者である場合、障害の等級と障害者控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を⑤障害者控除に記入し、④と⑤の合計額を⑨欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900～950万円以下	950～1,000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下			
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	9万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

『同一生計配偶者』について

納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されませんが、配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与収入：103万円以下）であれば『同一生計配偶者』として位置づけられ、扶養の人数に含むことができます。また、配偶者控除

及び配偶者特別控除の適用はありませんが、障害者控除の適用を受けることができます。

『同一生計配偶者』の適用を受ける場合、氏名等の必要事項を記入し、同一生計配偶者欄にチェックを入れてください（配偶者控除及び配偶者特別控除を受ける場合、チェックは不要です）。

また、『同一生計配偶者』で障害者控除の適用を受ける場合、**障害者控除額**（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を⑧に記入し、⑧の額を⑩欄に記入してください。

扶養控除

生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下（給与収入：103万円以下）の人がある場合、氏名等を記入するとともに、次の「扶養控除額」の金額を確認の上、**①控除額**に記入してください。また、その扶養親族が障害者である場合は、**⑧障害者控除**に控除額（普通障害の場合26万円、特別障害の場合30万円、同居特別障害者の場合53万円）を記入し、**①と⑧の合計額**を⑩欄に記入してください。

なお、16歳未満の人（年少扶養者）の情報についても記入していただき、**①控除額は「0」と**してください（障害者の場合は、上記に従い**⑧障害者控除**に控除額を記入）。

■ 扶養控除額

	老人扶養	同居老親等	特定扶養	その他
控除額	38万円	45万円	45万円	33万円

※老人扶養とは、70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）

※同居老親等とは、同居している老人扶養親族で、本人が配偶者の直系尊属の人

※特定扶養とは、19歳以上23歳未満の人（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人）

本人控除（寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、勤労学生控除）

申告者本人が寡婦、ひとり親、障害者、勤労学生である場合、**寡婦控除は⑫に、ひとり親控除は⑬に、障害者控除は⑭に、勤労学生控除は⑮に**チェック及び必要事項を記入し、それぞれの**控除額の合計額を⑯～⑳欄**に記入してください。

	寡婦	ひとり親	障害者	勤労学生
控除額	26万円	30万円	26万円 (30万円)	36万円

※（ ）は特別障害者の控除額

『寡婦控除』について

寡婦は原則、令和6年12月31日の現況（年の中途中で死亡したときは、その死亡の日）で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人（この場合、扶養親族の要件はありません）

（注）「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人をいいます。

『ひとり親控除』について

ひとり親は原則、令和6年12月31日の現況（年の中途中で死亡したときは、その死亡の日）で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる人です。

(1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと

(2) 生計を一にする子がいること

この場合の子は、総所得金額等が48万円以下（給与収入：103万円以下）で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(3) 合計所得金額が500万円以下であること

『障害者控除（障害者・特別障害者）』について

障害者とは、令和6年12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において次のような心身に障害のある人をいいます。

(1) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人

(2) 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人

(3) 精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人（介護保険の要介護認定を受けていても、別途、市区町村長からの認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要です）。

特別障害者とは、令和6年12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において次のような心身に障害のある人をいいます。

(1) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人のうち、等級が1級と記載されている人

(2) 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人のうち、障害の程度が1級又は2級と記載されている人

(3) 精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人（介護保険の要介護認定を受けていても、別途、市区町村長からの認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要です）。

基礎控除（合計所得金額が2,400万円以下なら43万円）

合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者は、その合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用はありません。

農業所得の算出に関する資料

農業所得の算出にあたって

農家の人に適正な農業所得を申告いただくため、次の要領により「令和6年分の所得税の確定申告」または「令和7年度個人市県民税の申告」をしてください。

農業所得は、収入金額から必要経費等を差し引く「収支計算」により計算しますが、別添の「出納帳総括表兼月別整理表」を御活用いただき、「農業所得収支内訳書」を作成してください。

※「農業所得収支内訳書」及び「出納帳総括表兼月別整理表」の様式は朝来市ホームページにも掲載しています。

農業所得の主な記帳内容

●収入金額となるもの

項 目	具 体 的 な 計 算 方 法 等
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額(消費税、手数料などを含む)を合計する
家事消費等	自家用(贈答用含む)及び事業用に消費した数量に、収穫時に通常販売する価額を乗じて計算する
雑 収 入	農作業を請け負った時の受託収入又は農業関係補助金、共済金、補填金など区分ごとに計算する

●必要経費となるもの

項 目	具 体 的 な 内 容	参 考 事 項
雇 人 費	常雇、臨時雇用等で支払った労賃、賄費など	農作業を委託した経費なども含む
小作料・賃借料	農地を借りて耕作する時に地主に支払う賃借料など	農業用建物、農機具の賃借料、農協などの施設利用料なども含む
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費	耐用年数を経過したものは計上できない
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息	元金の返済額は必要経費にならない
租税公課	農業用資産の固定資産税、自動車税、軽自動車税、水利費、農協組合費など	所得税、住民税、国保税、国民年金掛金、加算税、罰金などは必要経費にならない。 住宅に係る固定資産税や農業用以外の自動車税も対象外
種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費	
肥 料 費	肥料の購入費用	
農 具 費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については減価償却費の対象となる
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など	
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用	
修 繕 費	農業用建物、農機具、農業用車両などの修理に要した費用、車検代など	金額、性質によっては減価償却費に該当することがある
動力光熱費	農業に要した電気、ガス、水道等の料金、灯油、重油、ガソリン等の燃料費	家事使用分やレジャーでドライブに使った分などは必要経費にならない
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用	
農業共済掛金	水稻、農機具に係る共済掛金	
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料	売上げから差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上になるので注意
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金、客土費用	受益者がその年に支払う負担金で10アール当たりの費用(元利金など含む)が1万円未満の場合は全額が必要経費になる
雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(農業専門誌、事務用品代など)	

農業所得収支内訳書(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

住 所	朝来市	氏 名	
電 話	()	備 考	

収入	水稲	耕作面積	販売金額		経費	農薬費・衛生費			
		a	家事消費			諸材料費			
	畑	耕作面積	販売金額			修繕費			
		a	家事消費			動力光熱費			
	その他の収入					作業用衣料費			
	計 ①					農業共済掛金			
	経費	雇人費							
		小作料・賃借料							
		減価償却費(ア)							
		租税公課					雑費		
種苗費				計 ②					
肥料費				専従者控除額 ③					
農具費				所得金額(①-②-③)					
減価償却費	名 称	取得年月	取得価格	耐用年数	償却率	使用割合	償却期間	経費算入額	
			円					円	
	合 計 (上記(ア)へ転記してください。)								円

★ 出納帳総括表兼月別整理表

区 分		具体例	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(年間)	決算修正	
																加算・減算	修正後金額
収入金額	①	販 売 金 額	水稻の販売金額														
			水稻以外の販売収入														
			計														①
	②	家事消費等	農産物の家事消費等														②
	③	雑 収 入	受取共済金、補助金等の収入														③
経 費	④	小 計	(①～③の計)														④
	⑧	雇 人 費	人件費及び賄費														⑧
	⑨	小作料・賃借料	JAの施設使用料など														⑨
	⑩	減価償却費	建物、農機具等の償却費														⑩
	⑪	貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失														⑪
	⑫	利子割引料	農業用借入金の支払利息														⑫
	その他	イ	租 税 公 課	固定資産税、自動車税、水利費、JAに支払う組合費													イ
		ロ	種 苗 費	種もみ、苗類などの購入費													ロ
		ハ	素 畜 費	子牛、子豚などの取得費及び種付料													ハ
		ニ	肥 料 費	肥料の購入費用													ニ
		ホ	飼 料 費	飼料の購入費用													ホ
		ヘ	農 具 費	10万円未満の農具の購入費													ヘ
		ト	農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費用													ト
		チ	諸 材 料 費	ビニールシート、ロープ等の購入費													チ
		リ	修 繕 費	農機具、自動車、施設の修理費													リ
		ヌ	動力光熱費	電気料、水道料、灯油、ガソリンなど													ヌ
		ル	作業用衣類	作業服、軍手などの購入費													ル
		ヲ	農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金													ヲ
		ワ	荷造り運賃手数料	包装費、運賃、出荷機関の手数料													ワ
	経 費	カ	土地改良費	土地改良事業の費用や客土費													カ
		ヨ															ヨ
		タ															タ
		レ															レ
		ソ															ソ
		ツ	雑 費	他に分類できない経費													ツ
		⑬	小 計	(イ～ツの計)													⑬